

専門職大学院における会計教育と 公認会計士試験制度との連携について

平成 15 年 11 月 17 日

金融審議会公認会計士制度部会
専門的教育課程についてのワーキングチーム

「専門的教育課程についてのワーキングチーム」メンバー

	(氏 名)	(現 職)
座 長	加 古 宜 士	早 稲 田 大 学 商 学 部 教 授
座長代理	安 藤 英 義	一 橋 大 学 商 学 部 教 授
	引 頭 麻 実	大 和 証 券 S M B C シニアコ-ボレートアリスト
	遠 藤 博 志	(社) 日 本 経 団 連 経 済 本 部 長
	北 村 敬 子	中 央 大 学 商 学 部 教 授
	佐 竹 正 幸	日 本 公 認 会 計 士 協 会 常 務 理 事
	島 崎 憲 明	住 友 商 事 (株) 代 表 取 締 役 常 務
	平 松 一 夫	関 西 学 院 大 学 学 長
	藤 沼 亜 起	前 国 際 会 計 士 連 盟 会 長
	増 田 宏 一	日 本 公 認 会 計 士 協 会 副 会 長
	山 浦 久 司	明 治 大 学 経 営 学 部 教 授
オブザーバー	小 松 親 次 郎	文 部 科 学 省 主 任 大 学 改 革 官

(五十音順・敬称略)

専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について

1. はじめに
2. 公認会計士養成の基本理念
3. 会計教育への期待
4. 「会計分野に関する専門職大学院」と公認会計士試験との関係
5. おわりに

1. はじめに

平成15年5月30日に成立した改正公認会計士法においては、公認会計士監査の充実・強化の観点から、公認会計士監査の担い手である公認会計士の試験制度の見直しが大きな柱の一つとなっている。

今般の公認会計士試験制度の見直しにおいては、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより一定の資質を有する多様な人材を多数輩出していくことを目指しており、そのための大きな方策の一つとして、改正法では一定の専門的人材育成の教育課程修了者に対して、公認会計士試験の試験科目の一部を免除することとした。

公認会計士試験の試験科目の一部免除は試験制度の一部を構成することから、公認会計士制度の検討を行う金融審議会公認会計士制度部会に当ワーキングチームを設置し、公認会計士業務の国際化、IT化、私的部門だけでなく公的部門にもわたる業務の多様化など公認会計士を取り巻く環境の変化を踏まえて、当該修了者が公認会計士試験の試験科目を一部免除されるのにふさわしい専門的人材育成の教育課程と公認会計士試験制度との連携のあり方等の検討を行うこととした。

当ワーキングチームは、平成15年8月8日の第1回会合以来5回にわたり検討を行い、以下のとおり、「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について」としてとりまとめた。

2. 公認会計士養成の基本理念

- 公認会計士については、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業や公的部門などにおける専門的な実務の担い手として、経済社会における重要な役割を担うことが一層求められている。
- こうしたことから、公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、不斷の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきであり、公認会計士試験を通じ、また、資格取得時はもちろんのこと、資格取得後においても、専門的職業人材としての不斷の自己研鑽が求められている。
- 同時に、公認会計士を取り巻く環境の変化に伴い、公認会計士に対しては、より高い資質・職業倫理が期待されており、深い専門的能力に加えて、幅広い識見、思考能力、判断能力、国際的視野と語学力、指導力などが一層求められている。
- このような公認会計士として備えるべき資質・能力を有する者を養成するためには、公認会計士試験だけでなく、高等教育機関（大学及び大学院）における会計教育、実務補習や業務補助を含む実務経験などとの連携がとれた公認会計士養成のシステムが必要であると考えられる。
こうした考え方が公認会計士養成の基本理念として位置づけられる。
(注) この報告における「会計教育」の「会計」は監査も含む広義の会計を意味している。
- 実務補習や業務補助を含む実務経験との関係では、大学教育で修得することの難しい技能等にかかる項目については、実務補習や公認会計士になるまでの実地訓練などの実務経験において修得すべきであり、その履修の状況を公認会計士協会の実施する統一考査によって最終的に確認することが適切である。

○ なお、我が国の公認会計士の資質等に関しては、諸外国からの信頼性の確保や将来的に想定される世界的な公認会計士資格の相互承認などの観点から、国際的なスタンダード（例えば、国際会計士連盟（I F A C）が2003年10月に公表した「職業会計士教育国際基準」）との関係については、一定の整合性を取ることが必要である。

（注） I F A C の「職業会計士教育国際基準」においては、職業会計士を目指す人々の前提となる教育要件から始まり、職業会計士を目指す人々が受講すべき高等教育カリキュラム、倫理教育、職業会計士としての経験要件、継続的職業教育までを含んでいる。

3. 会計教育への期待

(1) 「専門職大学院」との連携

- 我が国の高等教育機関における会計教育は、公認会計士試験の合格者の輩出を目的としたものではなく、広く会計的素養を備えた人材を社会の多様な分野に送り出すこと、あるいは、専門分野の研究者を養成することを目的として行われてきたものである。
- 公認会計士試験の受験者は、いわゆる受験専門学校にその多くを依存しているという現状があるが、公認会計士養成の基本理念にかんがみ、公認会計士として備えるべき資質・能力の養成には、公認会計士試験だけでなく、高等教育機関における体系的な会計教育を通じた取組みが必要不可欠である。
- そのような中、平成14年の学校教育法の改正により、高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする「専門職大学院」の制度が整備され、その中に会計分野に関するものが既に設置され、あるいは、いくつかの大学で設置に向けた構想が検討されているという状況にある。
- 「専門職大学院」とは、社会の複雑化、高度化、グローバル化などにより、大学院において高度で専門的な職業能力を有する人材を養成することが強く求められるようになっていることを受けて新たに制度が整備された大学院であり、その特徴としては、
 - ・ 教育目的を達成するため、体系的に教育課程を編成する
 - ・ 授業は、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答など、その教育上の目的を達成しうる実践的な教育を行うことのできる適切な方法により行う
 - ・ 学修の成果についての評価は、例えば、定期試験やレポート提出、日常の授業への取組みとその成果など、その評価の基準をあらかじめ学生に明示した上で、当該基準にしたがった適切な評価を行うことにより、客觀性・厳格性を確保する
 - ・ 1クラスの学生数は、授業の方法や施設・設備などの教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果が挙げられるよう適切な人数とすることなどが挙げられる。

- したがって、公認会計士として備えるべき資質・能力の養成という視点からは、学部教育の中で補いきれない内容を、新たに制度化された「専門職大学院」が担うことによって、監査と会計の専門家としての資質を大学教育において修得することを期待するこ
とが適切である。
- また、この結果として、専門性や実務を重視した教育を通じた取組み、すなわち、高度な専門的職業人材の養成に特化した「専門職大学院」が公認会計士試験制度との連携
を視野に入れた様々な教育の試みを展開・充実していくことが期待される。
- ただし、大学教育に公認会計士養成の全てを期待することは、履修すべき単位数が膨大にならざるを得なくなるなど自ずから一定の限界があることには留意が必要である。

(2) 「会計分野に関する専門職大学院」について

- 今後、「専門職大学院」において展開される会計に関する教育において、公認会計士となろうとする者に必要な資質・能力の養成の一翼が担われることが期待される。
したがって、「専門職大学院」と公認会計士試験制度との連携のあり方としては、「専門職大学院」で会計分野を中心に展開するもの（以下、この報告において「会計分野に関する専門職大学院」という。）のうち一定の要件を満たすものに関して公認会計士試験の試験科目の一部免除を行うことが適切と考えられる。
また、そうした連携の仕組みが整備されることにより、公認会計士試験の一部科目免除の要件を満たす「会計分野に関する専門職大学院」の設置に向けた構想が一層促進され、我が国の公認会計士養成の充実につながることも期待される。
- 上述のとおり、本年5月に改正された公認会計士法が、一定の要件を満たす「会計分野に関する専門職大学院」の修了者に試験科目の一部免除を行うこととしている趣旨は、会計教育、公認会計士試験、実務補習や業務補助を含む実務経験などが連携がとれた公認会計士養成のシステムにおいて、「専門職大学院」が重要な役割を担うことを期待し、公認会計士試験との連携を図るという観点に基づくものである。

（注）公認会計士試験の科目免除に関しては、「法科大学院」の修了が新司法試験の受

験資格となり、新司法試験は比較的高率の合格率とし、「法科大学院」の学習を確認するという位置づけをしている法曹養成制度の考え方とは異なる位置づけである。

- 特に今般の公認会計士試験制度の見直しにおいては、社会人を含む多様な人材がより多く受験することを期待していることから、「会計分野に関する専門職大学院」が公認会計士試験を受験しようとするそれらの人材にとって魅力のあるものとなるとともに、修了者が必ずしも公認会計士になる者だけでないことにかんがみ、国際水準の高度で実践的な教育を行い、社会経済の各分野で指導的な役割を果たし、国際的にも活躍できる人材を養成することが期待される。
- 「専門職大学院」は、修業年限、修了要件、教員組織、授業方法などを定めた「専門職大学院設置基準」によって設置されるものであるが、その際、公認会計士試験との関係の観点からは、次の点に留意することが適切である。
 - ・ 「会計分野に関する専門職大学院」は、会計のプロフェッショナルを養成する大学院ではあるが、他方では、社会人の再教育（リカレント教育志向）のために、より実践的な知識やスキルを身につける機会を提供することを目的とする履修も可能なコースを設定してカリキュラムを編成することも考えられるなど、必ずしも公認会計士試験合格者の輩出のためだけの大学院ではないということ
 - ・ 「会計分野に関する専門職大学院」の教育水準の維持向上を図るために、国が規範性または過度の基準を付加することをせず、特に近時の大学改革の流れの中で大学の主体性をより尊重する方向になっていることを踏まえつつ、大学が本的に有している独自性や多様性を重視して、各大学の自主性・自律性の下に教育研究を行うことができる環境を確保することにより、「専門職大学院」が相互に切磋琢磨することを促すことが望ましいこと
 - ・ 公認会計士の質を確保するという観点から、その修了者に公認会計士試験の一部の科目を免除することがふさわしい「会計分野に関する専門職大学院」については、その要件を公認会計士法に基づき、公認会計士試験の実施を定めている内閣府令に明確に規定すること

4. 「会計分野に関する専門職大学院」と公認会計士試験との関係

(1) 基本的な考え方

- 公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行われる（改正公認会計士法第5条）。
- 公認会計士試験においては、公認会計士の質を確保するとの観点から、免除科目についての相応の能力が認められるからこそ免除があるという認識が不可欠であり、公認会計士として備えるべき資質・能力のうち「会計分野に関する専門職大学院」で履修することが期待される科目等については、「会計分野に関する専門職大学院」において適切に履修されることが求められる。
- また、試験科目の免除の要件については、国際的なスタンダードなどを参考に決定することとするが、開設を検討している大学の自主性・自律性を尊重するとの観点から、過度に詳細・特異なものとならないよう配意することとする。
(注) 公認会計士法上は、免除の要件を「商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された者」（改正法第9条第2項第二号）と規定
- さらには、今回の公認会計士試験制度の見直しの目的・理念としては「受験者層の多様化と受験者数の増加によって一定の資質を有する人材を多数輩出していくことができるようとする。」とされており、大学を卒業し、いわゆる受験専門学校にその多くを依存しているという公認会計士へのルートをできる限り多様化するとの観点からも、会計のプロフェッショナルの養成に特化した「会計分野に関する専門職大学院」の修了者については、特に、多数の者が公認会計士試験を受験することが期待される。

(2) 「会計分野に関する専門職大学院」における履修科目等について

- 会計教育、公認会計士試験、実務補習や業務補助を含む実務経験が連携した公認会計士養成のシステムには、わが国の公認会計士業務に対する社会的付託に応え、かつ職業会計士の国際的なスタンダードにも沿ったものとした上で、公認会計士業務の国際化、IT化、私的部門だけでなく公的部門にもわたる業務の多様化に対応した知識や技能の修得と共に、論理的思考力、倫理的判断力、並びに実務対応能力の涵養を目指すものとすることが求められる。
- 一方、「専門職大学院」の教育課程の編成については、大学の自主性・自律性が尊重されるべきものであるが、その上で、公認会計士試験との連携が見込まれる「会計分野に関する専門職大学院」においては、公認会計士の質の確保の観点から、試験の合格者が備えるべき資質・能力などにかんがみ、公認会計士試験の科目免除との関連において、必要となる授業科目を備え、財務会計に関する科目、管理会計に関する科目、監査に関する科目をバランスよく履修することが求められる。
- 具体的な免除の要件としては、「会計分野に関する専門職大学院」において、財務会計に関する科目を10単位以上、管理会計に関する科目及び監査に関する科目をそれぞれ6単位以上計28単位以上履修し、当該「会計分野に関する専門職大学院」の学位を授与されることとすることが適切である。
なお、それぞれの科目の具体的科目の内容の例示（名称はこれに準ずるものでも可とする。）としては、下記の内容が考えられる。

1. 財務会計に関する科目 (10単位以上修得)	具体的科目の内容（例示）としては、 財務会計論、 <u>簿記</u> 、 <u>財務諸表</u> 、会計基準、会計制度、 ディスクロージャー制度、国際会計、公会計・非営利 会計 など
2. 管理会計に関する科目 (6単位以上修得)	具体的科目の内容（例示）としては、 管理会計論、 <u>原価計算</u> 、財務分析、意思決定会計など

3. 監査に関する科目
(6 単位以上修得) 具体的科目的内容（例示）としては、
 監査論、監査基準、監査制度、システム監査、内部監
 査・内部統制、会計職業倫理、コーポレート・ガバナ
 ンスと企業倫理 など

(注) 具体的科目的内容（例示）のうち、下線を付した内容（名称はこれに準ずるものでも可とする。）については、各科目的中心をなすものとして、履修することが強く期待される。

○ 各会計関連科目については、大学院レベルの内容が期待され、基礎から応用、さらに発展的なものにいたるまで事例研究などの授業方法を用いながら展開されることが適切である。

○ 免除の対象となる公認会計士試験の試験科目については、公認会計士の質を確保するとの観点から、「会計分野に関する専門職大学院」において上記の科目が適切に履修されるのであれば、相応の能力があるものとして、修了者につき、当面の間は短答式試験における「財務会計論、管理会計論、監査論」の3科目を免除することが適切である。

この点に関しては、「財務会計論、管理会計論、監査論」の3科目は、平成18年から実施される新しい公認会計士試験における短答式試験4科目のうちの会計関係の科目であり、新公認会計士試験における短答式試験が公認会計士となるうとする者に必要な一定の資質、能力を有しているかを認定する試験であると位置づけられることから、「会計分野に関する専門職大学院」において前述の科目を適切に履修していれば、短答式試験における3科目の科目免除に相当する資質、能力が備わっていると確認できると判断できるのではないかとの考え方によるものである。

なお、新しい公認会計士試験短答式試験におけるこの会計関係の3科目は相互に関連性を持っていることから、科目免除においても個々の科目ごとに判断するのではなく、「会計分野に関する専門職大学院」において財務会計に関する科目を10単位以上、管理会計に関する科目及び監査に関する科目をそれぞれ6単位以上計28単位以上履修した上で、当該「専門職大学院」を修了した者に対して、短答式試験における「財務会計論、管理会計論、監査論」の3科目を合わせて免除することが適切であるとしたものである。

(注) 新しい公認会計士試験の試験科目

短答式試験 — 財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

論文式試験 — (必須) 会計学、監査論、企業法、租税法

(選択) 経営学、経済学、民法、統計学から 1 科目

- ただし、免除の科目等については、これを恒久的なものと考えるのではなく、修了者の状況等も適切に評価した上で、将来的に見直すことも必要である。
- なお、試験科目の一部免除の対象となる「会計分野に関する専門職大学院」に求められる要件は、上述の科目の履修を含む教育課程を修了することであり、当該「専門職大学院」の修了者に与えられる学位の名称の如何によるものではないことに留意する必要がある。
- また、科目免除と関係するものではないが、公認会計士になろうとする者が備えるべき資質・能力の観点からは、「会計分野に関する専門職大学院」において履修することが期待される科目、分野等として次のような内容が考えられる。

財務管理、ITに関する知識、税務、企業法（商法、証券取引法）、経済学、企業経営、ファイナンス、統計学 など

- 公認会計士試験の科目の免除という観点からは、具体的に免除にふさわしいものとして履修が行われているかどうかの確認が重要である。
この場合、前述の科目等が免除にふさわしいものとして適切に履修されているかどうかについては、公認会計士試験の一部免除の対象となる「会計分野に関する専門職大学院」における科目内容等を個別に審査して、個別に免除の決定や免除科目を決定するといった方法も考えられるが、行政機関が事前に個別の「専門職大学院」の科目内容等を審査し、一義的に差別化を図ることは困難であるとも考えられる。むしろ、事後的な第三者による評価により、自主性・自律性の下に教育研究を行う環境の中で「専門職大学院」が相互に切磋琢磨する環境の中で淘汰されることになるのではないかと考えられる。

- また、「会計分野に関する専門職大学院」においては、体系的な教育課程の編成、実践的教育を可能とする事例研究、現地調査等の授業方法、学修成果の評価における客観性・厳格性の確保など、先述した「専門職大学院」の特徴とされる機能を十分に発揮することや、多様な人材を受け入れるために社会人に配慮した時間帯の開講やＩＴ環境を利用した授業を行うなどの創意工夫を凝らすことなどが期待されるものである。
- なお、「会計分野に関する専門職大学院」においては、高度な実践的教育が行われることになると考えられることから、公認会計士試験合格者が公認会計士となるのに必要な実務的技能を修習するために受講する実務補習について「会計分野に関する専門職大学院」において既に履修している関連分野の科目の受講等を免除・軽減するなど実務補習の一部を担うことなども検討することが適切である。

5. おわりに

冒頭述べたように、今般の公認会計士試験制度の見直しにおいては、社会人を含む多様な人材が試験を受験しやすい制度にすることにより、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより一定の資質を有する多様な人材を多数輩出することを目指しているところであり、高度専門職業人養成に特化した「会計分野に関する専門職大学院」については、公認会計士になるための重要なルートになるものと期待される。

もちろん、「会計分野に関する専門職大学院」の修了者のすべてが公認会計士となるわけではないが、公認会計士試験との連携を図ることによって、会計教育がさらに充実・活性化するとともに、会計に関する高度で実践的な知識や能力を有した者が社会全体として増えていくことは、経済のインフラとしての監査や会計の理解者が増加することであり、市場の公正性・透明性の確保による投資家の信頼の向上を通じて我が国資本市場の活性化につながるものと期待される。

別紙資料

別紙1 「新しい公認会計士試験に関するお尋ね」(照会)について

別紙2 会計分野に関する専門職大学院の開設を検討している大学のカリキュラム案(例)

「新しい公認会計士試験に関するお尋ね」(照会)について

○「お尋ね」の概要

改正公認会計士法による新しい公認会計士試験制度の実施に向けた準備を進めていく上での参考とするべく、大学における専門的人材育成の教育課程等についての意識など新しい公認会計士試験に関してお尋ねを行ったもの。

○「お尋ね」の送付対象

原則として、全国の「経済」「経営」「商」の名前が入っている国立、公立、私立大学 271大学・学部。

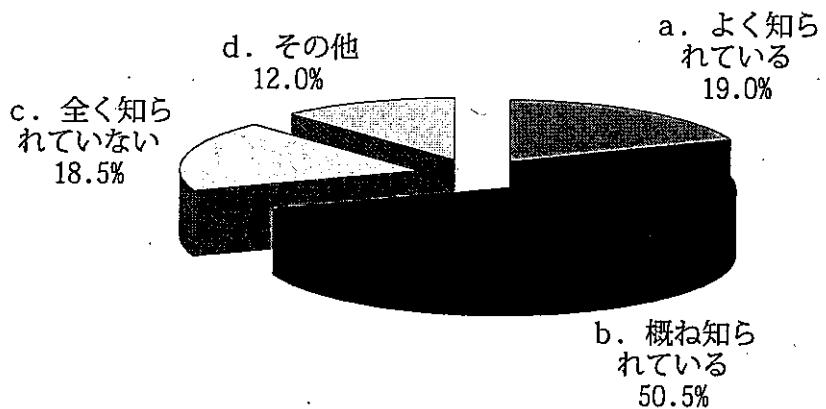
具体的な内訳は下記のとおり(発送日は平成15年10月2日 締切10月10日頃)。
回答数 184大学・学部 回答率67.9%

大学・学部数

学 部 名	国 立	公 立	私 立	合 計
法 経 学 部	1		1	2
政 経 学 部			2	2
政治 経済 学 部			3	3
国際政治経済学部			1	1
経 済 学 部	25	10	86	121
国際 経済 学 部			1	1
都 市 経済 学 部			1	1
経済 情報 学 部		1	3	4
経営 経済 学 部		1	1	2
経 済 科 学 部			1	1
経 営 学 部	1	1	60	62
総 合 経 営 学 部			4	4
国際 経 営 学 部			1	1
産 業 経 営 学 部			1	1
経 営 情 報 学 部		1	22	23
情 報 学 部			4	4
商 学 部	2	2	30	34
国際 商 学 部			1	1
商 経 学 部			3	3
合 計	29	16	226	271

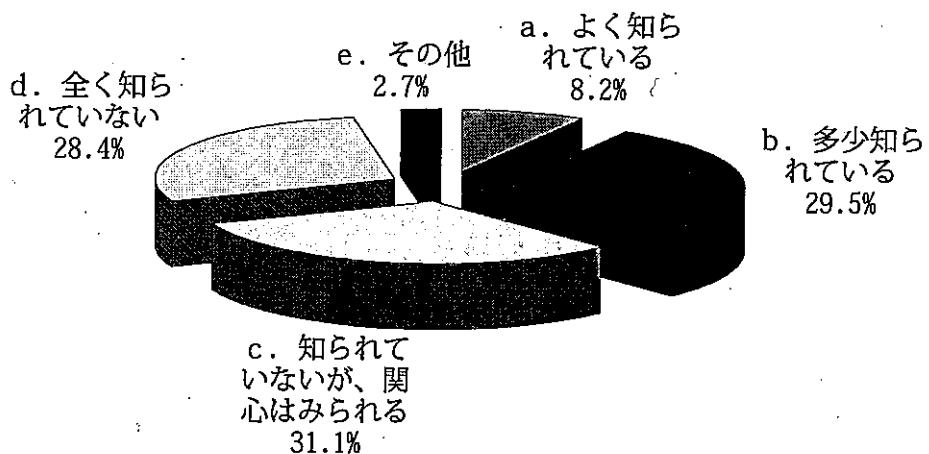
「新しい公認会計士試験に関するお尋ね」（結果）

- (1) 平成18年から実施される新公認会計士試験においては、公認会計士法第9条第2項第2号において「商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第68条の2第1項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された者」に対して「政令で定める科目」が免除されることが定められていることについて、いかがご認識でしょうか。

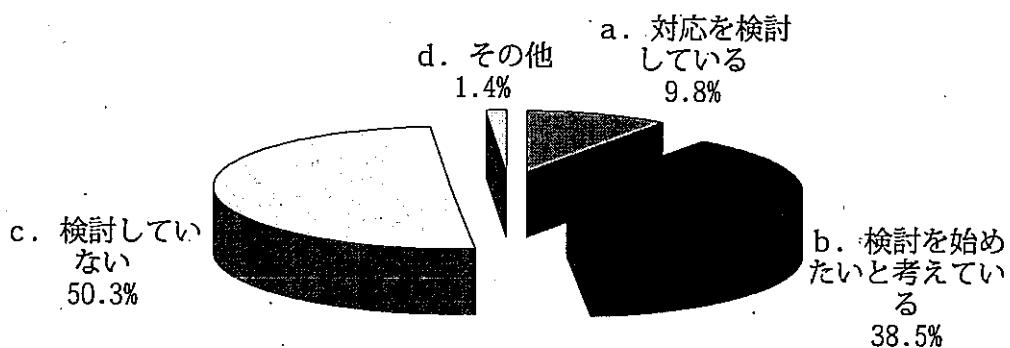


- (2) 国際会計士連盟（I F A C）は、「職業会計士教育国際基準」を公表し、加盟する職業会計士団体（日本の場合、日本公認会計士協会）に登録する職業会計士に対する教育基準を2005年までに規定化することを求めており、公認会計士になる前の教育についても国際的なスタンダードが求められています。

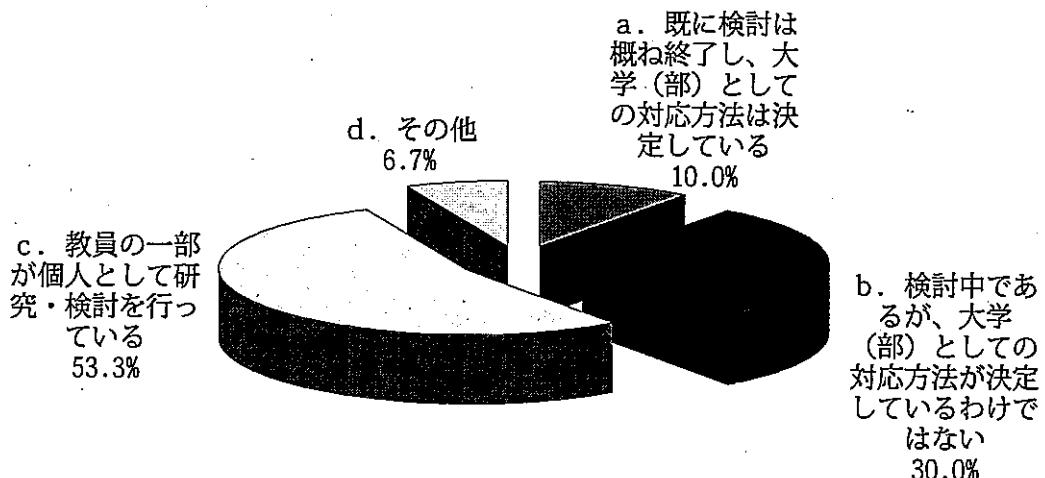
① この点について、貴学（部）では「職業会計士教育国際基準」の内容をご存知ですか。



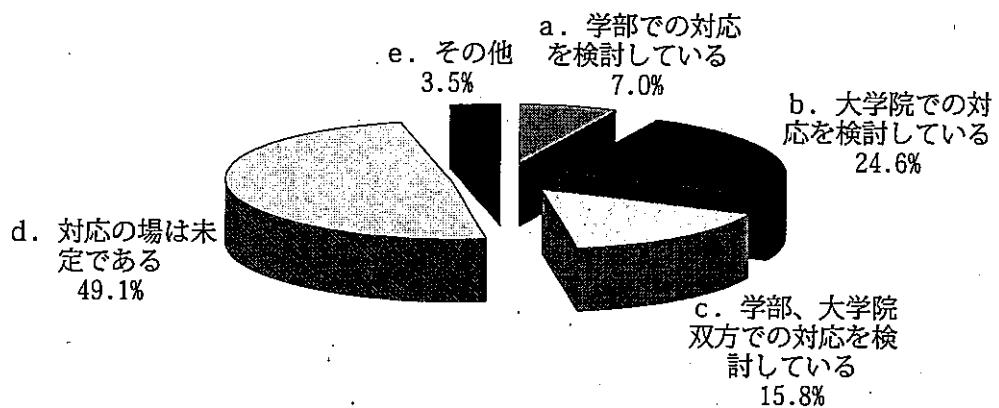
- ② ①でa.～c.とご回答いただいた方にお尋ねします。
貴学（部）では国際的スタンダードについて何らかの対応を検討されていますか。



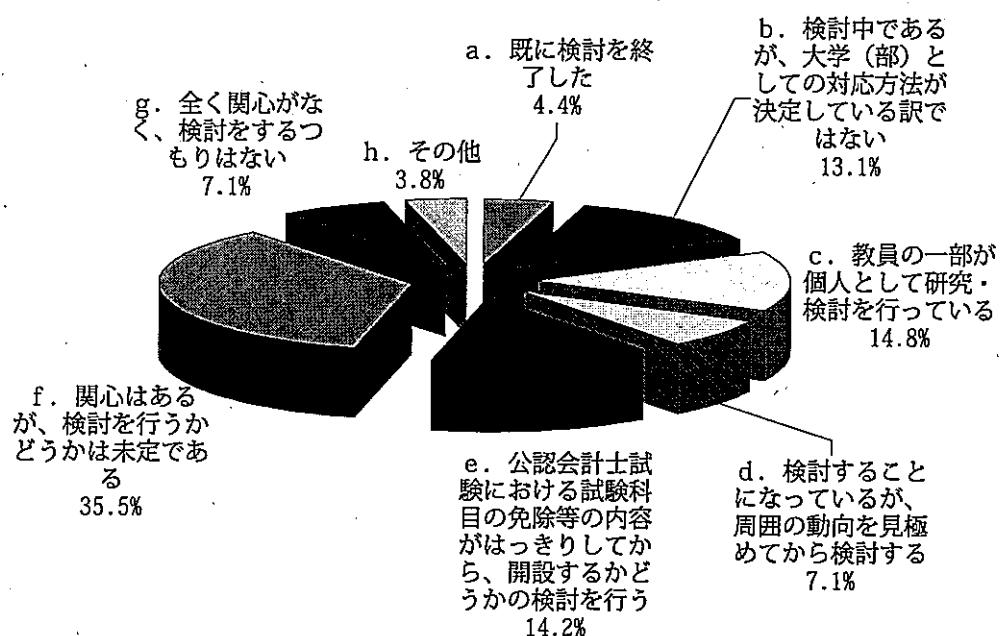
- ③ ②でa.とご回答いただいた方にお尋ねします。
貴学（部）における国際的スタンダードについての検討の状況、方向性について教えてください。



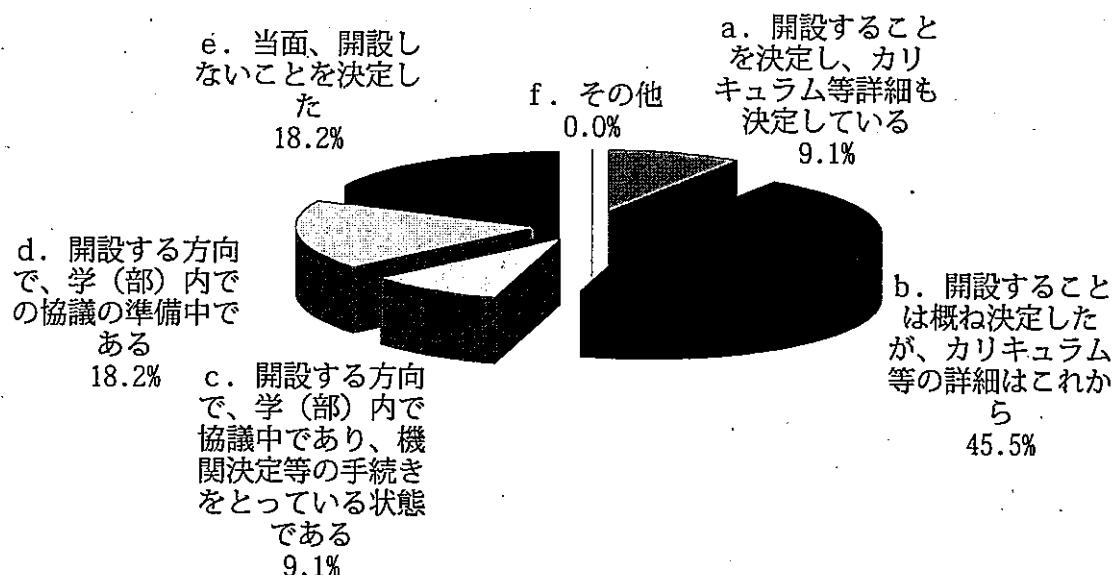
- ④ ③でa. ~c. とご回答いただいた方にお尋ねします。
貴学(部)における国際的スタンダードについての対応の具体化として、どのような場
を考えておられますか。



(3) 貴学（部）における「会計専門職大学院（アカウンティングスクール）」（仮称）の開設について、
① 貴学（部）における検討状況を教えてください。



② ①でa. とご回答いただいた方にお尋ねします。
上記検討を踏まえた決定内容を教えてください。



「新しい公認会計士試験に関するお尋ね」（結果）

送付数 271大学・学部 回答数 184大学・学部 (回答率 67.9%)

項目	回答数	構成比%
(1) 改正法第9条第2項第2号の「政令で定める科目」の免除 「政令で定める科目」が免除されることについての認識	184	100.0
a. よく知られている	35	19.0
b. 概ね知られている	93	50.5
c. 全く知られていない	34	18.5
d. その他	22	12.0
(2) 国際会計士連盟（IFAC）の「職業会計士教育国際基準」		
① 「職業会計士教育国際基準」の内容についての認識	183	100.0
a. よく知られている	15	8.2
b. 多少知られている	54	29.5
c. 知られていないが、関心はみられる	57	31.1
d. 全く知られていない	52	28.4
e. その他	5	2.7
② 國際的スタンダードへの対応 (①a. ~c. が対象)	143	100.0
a. 対応を検討している	14	9.8
b. 検討を始めたいと考えている	55	38.5
c. 検討していない	72	50.3
d. その他	2	1.4
③ 國際的スタンダードについての検討の状況、方向性 (②a. が対象)	30	100.0
a. 既に検討は概ね終了し、大学（部）としての対応方法は決定している	3	10.0
b. 検討中であるが、大学（部）としての対応方法が決定しているわけではない	9	30.0
c. 教員の一部が個人として研究・検討を行っている	16	53.3
d. その他	2	6.7
④ 國際的スタンダードへの対応を具体化する場 (③a. ~c. が対象)	57	100.0
a. 学部での対応を検討している	4	7.0
b. 大学院での対応を検討している	14	24.6
c. 学部、大学院双方での対応を検討している	9	15.8
d. 対応の場は未定である	28	49.1
e. その他	2	3.5
(3) 「会計専門職大学院（アカウンティングスクール）」（仮称）の開設		
① 「会計専門職大学院」（仮称）の開設についての検討状況	183	100.0
a. 既に検討を終了した	8	4.4
b. 検討中であるが、大学（部）としての対応方法が決定している訳ではない	24	13.1
c. 教員の一部が個人として研究・検討を行っている	27	14.8
d. 検討することになっているが、周囲の動向を見極めてから検討する	13	7.1
e. 公認会計士試験における試験科目の免除等の内容がはっきりしてから、開設するかどうかの検討を行う	26	14.2
f. 関心はあるが、検討を行うかどうかは未定である	65	35.5
g. 全く関心がなく、検討をするつもりはない	13	7.1
h. その他	7	3.8
② 上記検討を踏まえた決定内容 (①a. が対象)	11	100.0
a. 開設することを決定し、カリキュラム等詳細も決定している	1	9.1
b. 開設することは概ね決定したが、カリキュラム等の詳細はこれから	5	45.5
c. 開設する方向で、学（部）内で協議中であり、機関決定等の手続きをとっている状態である	1	9.1
d. 開設する方向で、学（部）内での協議の準備中である	2	18.2
e. 当面、開設しないことを決定した	2	18.2
f. その他	0	0.0

会計分野に関する専門職大学院の開設を検討している大学のカリキュラム案(例)

	A 大学（私立）	B 大学（私立）	C 大学（私立）
組織並びに ビジネス	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレート・ガバナンス ・経営分析論 ・マネジメント・セオリー ・ビジネス・ヒストリー ・ビジネス・ケース ・マイクロ・マクロ経済学、財政学、金融論、産業組織論、経営数学 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業管理概論、経営組織論、経営戦略論、流通システム論、マーケティング・マネジメント、マクロ経済学、ミクロ経済学、経営会社法、キヤビタル・マーケット、リスクマネジメント、予算管理論 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営学、経営分析論、マーケティング・マネジメント、統計学、経営戦略論、人的資源管理論、経営事例研究
IT	<ul style="list-style-type: none"> ・経営情報論、情報システム論 ・情報技術（ITと経営） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報処理 	<ul style="list-style-type: none"> ITマネジメント 会計情報システム論
会計・金融並びに 関連知識	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計系（財務会計論、会計制度論、会計基準論、国際会計論、公会計論、簿記システム論） ・監査論系（監査制度論、監査基準論、監査主体論、監査実施論、内部監査論ほか） ・租税法系（法人税法、所得税法ほか） ・企業法系（商法、証券取引法、資本・証券市場法ほか） ・ファイナンス、デリバティア、投資分析法 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記演習会計論 I・II、会計基準論、金融商品・デリバティア会計、税務会計論 I・II、財務会計論 I・II、会計基準論 I・II、国際会計論、業会計論、コストマネジメント会計論、財務分析論、国際会計論、監査論、監査実習 ・監査論、論理、意思決定論、決算会計論、監査論、監査実習、内部監査、企業法演習 ・税法 I・II、税法演習、国際税務 I・II、税法 I・II、企業法演習 ・投資分析の基礎、デリバティア論、投資理論、投資戦略論、ファイナンス、企業ファイナンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記論、財務諸表論、国際会計論、公会計論、会計基準論、財務会計論、諸会計論、米国会計基準論、会計基準論、国際会計・政府・地方自治体会計論、非営利組織会計論、会計論、原価計算論、会計史 ・監査論、監査制度論、監査基準論、システム監査論、内部監査、内部統制論 ・法人税法、会社法、証券取引法、債権法 ・法人民法、税務会計論、国際税務戦略論、ファイナンス、企業ファイナンス ・意思決定論
職業的技能 並びに一般教養	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・インターンシップ、コミュニケーション、ディベート、ネゴシエーション 		会計事例研究
職業的価値観と 倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・監査論系（職業倫理） 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計倫理 	会計倫理
その他			